

吸収分割に関する事前開示書面
(吸収分割に関する事前備置書面)

2026年6月26日

株式会社トライアルホールディングス

株式会社トライアルリアルエステート

2026年6月26日

福岡市東区多の津一丁目12番2号
株式会社トライアルホールディングス
代表取締役社長 永田 洋幸

福岡市東区多の津一丁目12番2号
株式会社トライアルリアルエステート
代表取締役社長 矢野 定利

吸収分割に関する事前開示書面

(吸収分割承継会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示事項)

(吸収分割会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項)

株式会社トライアルホールディングス（以下「吸収分割承継会社」という。）及び株式会社トライアルリアルエステート（以下「吸収分割会社」という。）は、2026年6月23日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2026年8月1日を効力発生日として、吸収分割会社の株式会社トライアルゴルフ&リゾートの管理事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行うこととしました。よって、下記記載のとおり、本件分割に関する事前開示をいたします。

なお、本件分割は完全親子会社間の無対価での吸収分割につき、吸収分割承継会社においては会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割、吸収分割会社においては会社法第784条第1項に定める略式吸収分割となります。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本件分割に際して、吸収分割承継会社の株式その他の金銭等の交付は行いません。吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全子会社であるため、当該取扱いは妥当であると判断しております。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

【吸収分割承継会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割承継会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局へ提出しております。最終事業年度に係る計算書類等につきましては、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は吸収分割承継会社の下記の Web サイトによりご覧いただけます。

<https://trial-holdings.inc/ir/library/securities/>

(2) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収分割承継会社は、2025年7月1日付で株式会社西友の全株式を取得し、子会社化しました。これに伴い、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を株式会社三菱UFJ銀行と締結し、2025年7月1日に借入を実行しました。

【吸収分割会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収分割会社は、2025年4月23日付で、吸収分割会社の兄弟会社である株式会社トライアルカンパニーとの間で吸収分割契約を締結し、2025年7月1日を効力発生日として、株式会社トライアルカンパニーの西港の不動産開発事業に関して有する権利義務を承継しました。

6. 吸収分割承継会社及び吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割の効力発生日後の吸収分割承継会社及び吸収分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件分割の効力発生日後の吸収分割承継会社及び吸収分割会社の収益及びキャッシュフローの状況について、それぞれの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本件分割の効力発生日後における吸収分割承継会社及び吸収分割会社の債務の履行の見込はありと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後の上記各事項の変更

吸収分割契約等備置開始日後、上記事項に変更が生じたときは、直ちに開示いたします。

以上

別紙 1

吸収分割契約書

吸収分割契約書

株式会社トライアルリアルエステート（以下「甲」という。）と株式会社トライアルホールディングス（以下「乙」という。）とは、甲を吸収分割会社とし、乙を吸収分割承継会社として、甲が第1条所定の事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件分割）

甲は、本契約に従い、吸収分割の方法により、甲の株式会社トライアルゴルフ&リゾートの管理事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

記

甲：商号 株式会社トライアルリアルエステート
住所 福岡市東区多の津一丁目12番2号
乙：商号 株式会社トライアルホールディングス
住所 福岡市東区多の津一丁目12番2号

第3条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項）

乙が甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、本契約締結後効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業に関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い、承継対象権利義務に含むものとする。

- 2 甲から乙に対する本件分割による債務の承継については、重畳的債務引受けの方法によるものとする。ただし、甲乙間においては、乙が当該債務の全部を負担するものとし、甲が当該債務について履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額を求償することができる。
- 3 承継対象権利義務のうち資産及び負債については、甲の効力発生日（第6条に定義する。）現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として確定する。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本件分割に際して、甲に対して一切の対価を支払わない。

第5条（乙の資本金等の額）

本件分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（吸収分割が効力を生ずる日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和8年8月1日とする。ただし、分割手続上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議により効力発生日を変更することができるものとする。

第7条（株主総会による承認等）

本件分割は、甲においては会社法第784条第1項の規定に基づき、乙においては同法第796条第2項の規定に基づき、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。

第9条（競業避止義務）

甲は、本件分割の効力発生日後においても、乙が承継する本件事業について、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

第10条（条件の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に規定のない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上解決する。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年6月23日

福岡市東区多の津一丁目12番2号

(甲) 株式会社トライアルリアルエステート

代表取締役 矢野 定利

福岡市東区多の津一丁目12番2号

(乙) 株式会社トライアルホールディングス

代表取締役 永田 洋幸

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する資産、債務、その他の権利義務は、本件分割の効力発生日において甲に属する次に記載する権利義務とする。

1. 承継すべき資産

甲が保有する株式会社トライアルゴルフ&リゾートの全株式

2. 承継すべき負債

甲の株式会社トライアルゴルフ&リゾート及びその子会社の取得のための借入金

3. 契約上の地位

（1）本件事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務。

（2）前号に関わらず、本件事業以外の甲の事業にも関連して締結された契約及びこれに基づく本件事業以外の甲の事業に関連する個別契約は乙に承継されない。

4. 承継すべき雇用契約等

効力発生日において、甲に属する従業員のうち本件事業に従事する従業員がいる場合には、すべての当該従業員を対象として乙は甲の労働契約上の地位を承継する。

5. 承継すべき許認可等

効力発生日において、甲が保有している本件事業に係る許可、認可、承認登録等のうち、法令上承継が可能であり、甲が乙への承継する必要があると判断したもの。

以 上

別紙 2

最終事業年度に係る計算書類等の内容
【吸収分割会社】

貸 借 対 照 表

(2025年 6月 30 日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	768,544	流 動 負 債	2,427,181
現 金 及 び 預 金	87,100	短 期 借 入 金	1,656,000
売 掛 金	6,054	1年以内返済予定長期借入金	78,792
前 渡 金	1,032	未 払 金	279,410
前 払 費 用	38,563	未 払 費 用	37,952
未 収 入 金	170,746	未 払 法 人 税 等	186,230
預 け 金	462,401	未 払 消 費 税 等	63,707
そ の 他	2,647	前 受 収 益	82,126
固 定 資 産	4,376,053	賞 与 引 当 金	22,675
有 形 固 定 資 産	1,804,602	そ の 他	20,289
建 物	43,180	固 定 負 債	2,162,694
工 具 器 具 備 品	656	長 期 借 入 金	817,982
土 地	1,226,830	長 期 借 入 金 (関 係 会 社)	946,948
建 設 仮 勘 定	533,936	長 期 預 り 敷 金	370,009
無 形 固 定 資 産	4,646	そ の 他	27,755
ソ フ ト ウ ェ ア	4,646	負 債 合 計	4,589,875
投 資 そ の 他 の 資 産	2,566,805	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	2,440,099	株 主 資 本	554,722
長 期 貸 付 金	90,230	資 本 金	100,000
長 期 前 払 費 用	1,801	資 本 剰 余 金	335,476
繰 延 税 金 資 産	24,375	資 本 準 備 金	100,000
そ の 他	10,300	そ の 他 資 本 剰 余 金	235,476
		利 益 剰 余 金	119,245
		そ の 他 利 益 剰 余 金	119,245
		純 資 産 合 計	554,722
資 産 合 計	5,144,597	負 債 純 資 産 合 計	5,144,597

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2024年7月1日
至 2025年6月30日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,065,582
利 益		1,065,582
そ の 他 営 業 収 入		
不 動 産 賃 貸 収 入	1,019,527	1,019,527
営 業 総 利 益		2,085,109
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,496,275
営 業 利 益		588,834
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,628	
固 定 資 産 売 却 益	6,593	
そ の 他	2,606	10,828
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,879	
そ の 他	728	29,607
経 常 利 益		570,055
税 引 前 当 期 純 利 益		570,055
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	199,003	
法 人 税 等 調 整 額	△2,662	196,341
当 期 純 利 益		373,715

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2024年7月1日
至 2025年6月30日

(単位:千円)

	資 本 剰 余 金							株主資本合計	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		利益剰余金合計		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	100,000	185,476	285,476	-	△454,031	△454,031	△68,554	△68,554
事業年度中の変動額									
会社分割による増加			75,144	75,144				75,144	75,144
分割型の会社分割による減少			△25,144	△25,144				△25,144	△25,144
当期純利益						573,276	573,276	573,276	573,276
事業年度中の変動額合計			50,000	50,000		573,276	573,276	623,276	623,276
当期末残高	100,000	100,000	235,476	335,476		119,245	119,245	554,722	554,722

(注) 株主への提供計算書類としての記載金額は、千円未満を切捨てて表示する。

個別注記表

(自2024年7月1日 至2025年6月30日)

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

- 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	15	～	50	年
工具器具備品	5	～	20	年
 - 無形固定資産
・自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- 引当金の計上基準
賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 収益及び費用の計上基準
当社及び当社の顧客との契約から生じる主な収益に関する履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。なお、費用については、発生主義に基づき計上しております。
 - 業務受託収入
主としてグループ会社に対するプロパティマネジメント業務等の役務提供であります。これらは、契約に基づく役務の提供期間の経過に応じて履行義務が期間にわたり充足されるため、当該期間の経過に伴い継続的に収益を認識しております。
 - 不動産賃貸収入
グループ会社から不動産を賃借し、外部顧客へ転貸することによる賃貸収入であります。当該取引は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）の適用対象外であり、不動産賃貸借契約に基づく転貸期間の経過に応じて、収益を認識しております。
- その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - 連結納税制度の適用
当社は、株式会社トライアルホールディングスを通算親会社としてグループ通算制度を適用しております。
 - 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

【会計方針の変更に関する注記】

- （「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日、以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。
法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。
なお、これによる計算書類への影響はありません。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当事業年度末株式数
普通株式	4,000株

【重要な後発事象に関する注記】

(共通支配下の取引等)
(兄弟会社との吸収分割)

当社は、2025年4月23日付で、兄弟会社である株式会社トライアルカンパニーとの間で吸収分割契約を締結し、2025年7月1日付で吸収分割を実施いたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：西港の不動産開発事業
事業の内容：西港の不動産の保有及び商業地開発等

(2) 会社分割日 2025年7月1日

(3) 会社分割の法的形式

当社を承継会社とし、株式会社トライアルカンパニーを分割会社とする吸収分割

(4) 会社分割後の名称 変更はありません

(5) その他の取引の概要に関する事項

トライアルホールディングスグループ内で分散していた西港に係る不動産を当社に集約し、不動産開発を一元的に行うことで、グループ内の役割の明確化及び事業効率の向上を図るものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業統合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する摘要指針」(企業会計基準摘要指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

【企業結合に関する注記】

(企業結合等関係)
(共通支配下の取引等)
(兄弟会社との吸収分割)

当社と株式会社トライアルカンパニーの吸収分割

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社の管理事業
事業の内容：株式会社白鳥ロジスティックシステムの管理事業

(2) 会社分割日 2025年1月1日

(3) 会社分割の法的形式

当社を分割会社とし、株式会社トライアルカンパニーを承継会社とする吸収分割

(4) 会社分割後の名称 変更はありません

(5) その他の取引の概要に関する事項

物流センター等に係る資産管理業務を株式会社トライアルカンパニーに集約することにより、当社の属するグループ全体の経営効率の向上を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業統合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する摘要指針」(企業会計基準摘要指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。